

京都市子ども・子育て会議 第6回幼児教育・保育部会
会議録

| | | |
|-----|---|---|
| 日 時 | 平成26年6月16日（月） 15：00～18：00 | |
| 場 所 | コープ・イン・京都 2階 202号室 | |
| 出席者 | 委員 | 安藤和彦委員，天野珠路委員，井上直樹委員，柿沼平太郎委員，加藤和子委員，河嶋喜矩子委員，川島由里子委員，熊谷知子委員，白井敞子委員，中武由美子委員，中西拓委員，藤木恵委員，藤本明弘委員，升光泰雄委員，丸橋泰子委員，矢島里美委員 |
| | 特別委員 | 阪井一代委員 |
| 欠席者 | 委員 | 石垣一也委員，一村大輔委員，畑奈津子委員，畑山博委員，吉田正幸委員 |
| 次 第 | <p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設・事業の認可基準等について（審議） (2) 幼児教育・保育の提供体制の確保について（審議） (3) 「京都市未来こどもプラン」の次期プランについて <ul style="list-style-type: none"> ・次期プランの策定について（報告） ・「幼児教育・保育部会」における重点課題（案）について | |

○坂本公営保育所担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第6回京都市子ども・子育て会議 幼児教育・保育部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます保育課公営保育所担当課長の坂本と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。また、本市においては現在クールビズを実施しておりますため、軽装で失礼しております。御了承下さい。

本日の会議に当たりまして、事前に資料を送付させていただくべきところ、準備の都合上、資料3-5の送付が遅れてしまいました。委員の皆様には、十分に事前の資料のお目通しができなかったことかと存じます。お詫び申し上げます。本日お手元の資料の座席図の次に「質問票」を配布させていただいております。会議の終了後に何か質問がおありの場合はこの質問票に御記入のうえ、事務局宛てに御送付いただきますようお願いいたします。それでは、開会に当たりまして、保育課長の上田から御挨拶申し上げます。

○上田保育課長

皆様、こんにちは。保育課長の上田でございます。本日はお忙しい中、またお暑い中御出席いただきましてありがとうございます。本日の議題は次第の方でございますとおり、3つでございます。1つ目が施設・事業の認可基準等について、2つ目が幼児教育・保育の提供体制の確保について、3つ目が「京都市未来子どもプラン」の次期プランについてということでございます。1つ目の施設・事業の認可基準等につきましては、京都市におきまして6月下旬からパブリックコメントを開始したいと考えておりますので、本日の会議で一定のお取りまとめをいただければと考えております。また、2つ目の議題につきましては、前回時間の関係で御説明のみで終わりましたので、少しおさらいをさせていただきますから、議論を深めていただければと思っております。また、後ほどこの部会の当面のスケジュールを御説明させていただきますが、未来子どもプラン、あるいは子ども・子育て支援事業計画の議論を9月初旬ぐらいまで少し部会の方で詰めて議論をしていただくことにしておりますので、皆様お忙しい中とは存じますけれども、御協力をいただければ幸いです。

○坂本公営保育所担当課長

本日の会議につきましては、特別委員を含めまして、22名の部会委員に御参画をお願いしております。本日は、天野委員、柿沼委員、中武委員におかれましては、所用のため少し遅れられるとの連絡をいただいております。また、石垣委員、一村委員、畑委員、畑山委員、吉田委員におかれましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」第2条第3項におきまして、部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、現時点におきまして委員22名中14名の方の御出席をいただいております。

りますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、資料の御確認をお願いいたします。委員の皆様のお席には、本日の3つの議題の資料といたしまして、資料1-1から資料3-5まで、白井委員からの提出資料、参考資料「京都市未来こどもプラン」の概要版冊子と、追加資料としまして「市民ニーズ調査等集計結果（抜粋）」を御準備しております。不足等がございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、安藤部会長をお願いしたいと存じます。安藤部会長、よろしくをお願いいたします。

○安藤部会長

それでは、以後、私の方で進行させていただきます。本日も審議内容が盛りだくさんとなっております。施設・事業の認可基準等については、これまで5回の議論を重ねてまいりましたが、本日、本部会としての基準案の最終とりまとめを行いたいと考えております。その後、前回に引き続き、幼児教育・保育の提供体制の確保についてと、京都市未来こどもプランの次期プランについて審議していきたいと考えております。会議の予定としては18時を目安として進めてまいりたいと思います。限られた時間の中で審議を深めていくため、効率的な議事運営に御協力をお願いしたいと思います。それでは、まず、1つ目の議題の施設・事業の認可基準等について、事務局から説明をお願いします。

1 施設・事業の認可基準等について

事務局（澤井企画・民営保育園担当課長）から、資料1-1～資料1-4を用いて、施設・事業の認可基準等について説明。

○安藤部会長

ありがとうございました。ただいまの基準について、御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。また、発言に当たりましてはお名前をお願いいたします。

○矢島委員

京都市日本保育協会の矢島でございます。1番目の小規模保育事業についてなのですが、前回私も少し発言をさせていただいたのですけれども、「子育て支援員」の創設を行うという提言について少し情報提供をさせていただきましたが、あくまでも情報提供ということで、これを推進するよというふうなつもりで発言させていただいたのではないということを申し添えさせていただきたいと思います。

それから私自身が昼間里親さんの御苦勞を十分理解しておりませんので、ひよっとしたら失礼があるのかなと思いますが、発言させていただきます。京都は他都市にない昼間里親さんの制度を大変充実して築いて来られまして、家庭的な温もりのある保育というのが、京都ならではの保育制度の1つかなというように思っております。そんな中で保育士確保が大変だという、支障が生じないようにということで、3分の2の基準が国基準どおりになるというのが少し残念なように思います。小規模保育だからこそ、シフトを組んだりす

るのにもひょっとしたら有資格者がいない状態でシフトを組んだりするというようなことも出てこないとも限らないのかなというように少し危惧をしておりますことと、子育て経験等があったとしてもやはり資格有り無しというのが大変大きなウェイトになってくるかなと思いますので、そういう意味でできましたらこの3分の2から2分の1になったことについて、もう一度御検討いただけたらと思います。それから白井委員の方からも提言をいただきまして、すごく共感するところがたくさんございまして、乳児期の、いわゆる愛着関係を作っていくことが大事だという、きめ細やかな保育実践をされてきたということも非常に身にしみて感じましたので、そういう意味でもやはりこの基準をもう一度お考えいただけたらと思いますし、もし無理なようであればその理由もお聞かせいただけたらと思います。

○澤井企画・民営保育園担当課長

事務局からもう少し補足させていただきます。当初3分の2以上を提案させていただいたときは、国の省令等がまだ出ておらず、国の省令が出た時点で新たなことが判明しました。実は小規模保育事業につきましては、6名以上19名以下というような制限がございましたが、省令が出た段階でC型については6名から10名という新たな考えが示されたところでございます。今回の昼間里親さんにつきましては、実際には5名以上19名以下の範囲でやっていたところでございますが、半分以上が10名を超えておられます。そうしますと、今現在昼間里親さんにつきましては、最低でも保育士資格要件である2分の1はクリアしていただいているのですけれども、11名、12名のところについては2分の1以上をクリアしていても、3分の2以上をクリアしていないとB型には移れないし、C型にもなれないこととなります。そういった昼間里親さんに小規模保育に円滑に移行していただくためにも、B型については独自の上積みをせずに、国基準どおり2分の1ということで円滑な移行を図りたい考えでございます。矢島委員御発言のとおり、保育士資格が100%に近ければ近いほど充実した体制と言えるかもしれませんが、そういったことを目指すためにも国の基準で、4分の3以上は加配という形で、インセンティブを働かすような仕組み作りがなされる予定でございますので、今回は国基準どおりという形であればと考えているところでございます。

○白井委員

京都市昼間里親連絡会の白井でございます。ただいま大変貴重な矢島先生の御発言をいただきまして、これは何か言わなければと一生懸命考えておりました。おっしゃることは良く分かるのです。今回提言書でもまとめさせていただきましたのは、ここ5、10年ぐらい前から危惧しておりますとおり、本当に昨今保育士の基礎力が少なく、育児力が低下しているのですね。ただ単に資格だけをお持ちの、ピアノしか弾けないという方が本当に少なくない状況にあります。インターンシップだけでは不十分なのです。この提言書にも書かせていただいたとおり、実践力を身につけてから、まずは基礎力を育ててから現場に臨んでいただきたい。これはもう本当に心からお願いしたいと思います。まず指先という

のは、その前にやっぱりハートがなければ動かない。まず見る、see と look の違いからだけでも結構です。まずは人として、親として、保育士としての基礎力を育てていただいたうえで、もちろんペーパーの資格は大切だと思っております。けども、現場で育てるのに5年、10年かかる。昔なら1、2年で育ったものが、今は5年、10年かかる。けど3時間で辞めてしまう時代ですから、気長に持っていかなければいけない。やっぱりその子のやる気、資質、能力を私は優先して、今も8年目の幼免だけの職員がおり、よく頑張ってもらっているが、資格だけで切ることはとてもできない。そういう先生方をよく見ておまして、それともう1つ、昼間里親は園長でありながら、給食も作り、保育士まで何もかも6人ぐらいの役割を果たしているのですよ。そここのところはお間違いなく。そしてその代わり小規模保育ですから、行き届きます。いつも私たちが目を離さずに見守っているのです。その中で保育しているのです。これは小規模である昼間里親の強みだという風に思っております。決して危惧されることはございません。御安心ください。それは申し上げたいと思います。ですので、資質、能力を優先するというで、これは京都市の判断というよりも、今の現実を見ていただきたいと思っております。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本と申します。資料1-1の3番のところで、私が前に御提案したことにお答えいただいている保育室の設置階について、なるほどそういうことかと思うのですが、ちょっと教えていただきたいのは、理由のところにもありますけれども、3階以上の園舎は特別の事情がある場合に限られるとありますが、どのようなケースが想定されるか少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

国から具体的なことが示されているわけではないのですが、今想定されているのは、都市部等で場所の確保が難しいところということを指すのではないかと考えております。

○藤本委員

都市部で場所の確保が難しいから、上の階を希望するというのが普通の考えではないですか。平地があつて、土地があるのであればわざわざ3階にしませんよね。うちは都市部で開設したいけれども、土地が無いからこのビルで、ということが理由になるから、まさしく都市部で希望が上がって、他の基準がクリアされていたら、もちろんこの耐火構造や避難階段というような要件はあるのでしょうかけれども、仮にそのビルがこの要件を満たしていたら、うちは土地がないからこのビルでやりたいということがあれば、特別な事情ということで認可されるわけですか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

そうですね。どの程度の敷地とかという詳細は決まっておりますが、場所の確保が難しいということがあれば、認可させていただくことになると思います。

○藤本委員

これもしょうがない部分もあるのでしょうけれども、こういう風になし崩しになって、子どもたちのために質の高い保育、教育を提供すると、いやでも、やはり量も両輪なのですよと。何かそれに全部が飲み込まれていってしまったら、一体誰が子どもたちを、そして自分でなかなか保育、教育できない保護者のニーズにしっかり応えていけるかと。こういうルール作りというのは非常に大事だと思うので、今のお答えを聞くと納得がいかないなというような印象を持ってしまうのですよね。

○河嶋委員

京都聖母女学院短期大学の河嶋でございます。私も今藤本先生がおっしゃったように、原則1階と国基準書いてありますね。その下に色々書いてあると思うのですが、京都ならではの話がずっと前から出てたと思うのですが、子どもたちを中心に考えた場合、やはり保育室から園庭へスムーズに出られて遊べるということはとても大事な環境かなと私自身思っているのです。今このような意見が出ているのに、元に戻ってしまっているというのは、やっぱり原則1階、園庭にスムーズにという形を崩さないで、何か良い形で、2階はまだしも、3階、4階に小さい子が上がってしまったら、下りるのが大変なんじゃないですか。上がるのに大変なのに、下りて行くのも大変だとすると、上に行ったら行ったきりで8時間も部屋で遊ぶのですか。ちょっとこの辺りもう一度考えていただけるのかどうかかなと思って発言させていただきました。

○矢島委員

日本保育協会の矢島でございます。乳児が育つ環境として、2階以上はあまりふさわしくないというような御意見ですね。1日の大半を保育園で生活し、過ごす子どもたちですので、保育現場としては、例えば新しい園舎を建てようとしたときに、乳児の遊ぶ環境を、保育室を1階に持ってこようか、2階に持ってこようか、色々それぞれの園の保育の方針もあって、検討されるだろうと思うのです。なので乳児だからといって必ずしも1階に持ってくる園ばかりではないように私は思っています。あえて乳児を2階以上の階で保育されている園も現状たくさんあると思います。1日の大半を過ごしますので、長いスパンでその子の育ちを見ていくのが我々の仕事であると思います。ですから、私どもの園について申し上げますと、育児担当制を取っておりますので、例えば全員一斉に2階から1階に移動するということでもありませんし、散歩に行くのも全員一度に行く一斉保育をしているわけではないので、特に乳児ですので、それぞれの子どもの育ちに沿った保育環境が保てるように、1人1人に沿った保育計画を立てておりますので、一概に2階以上だから子どもの育ちにとってふさわしくない環境であるとは言い切れないように私は思っておりますし、それぞれの園でそれぞれの工夫をしながら1階に保育室がある以上の環境を作りたいと努力はしていると思います。

○川島委員

市民委員の川島でございます。矢島先生がおっしゃったように、あえて未満児を1階で

はなくて上の階で保育している、うちはそういう園なのですけれども、2階に1歳児と2歳児が保育室を設けています。というのも、何回も2階から1階に、1階から園庭に、うちの園庭とても広いので、園庭で遊ぶ。それから園庭だけでなく、子どもが自然の中で学ぶものというのはとても大きいと思うので、園庭を飛び出してもっと外に出かけていくということを、これは0歳からやっていかなければいけないという風に思っていますから、1歳児も2歳児も毎日お母さんと一緒に、お父さんと一緒に2階に自分の足で上がって、その間に身体がきちっと育っていく。そして先生やお友だちと一緒にまた下りてくる。そして園庭で遊び、お外に行き、お山に行き、帰ってきてまた2階に上がる。1日に2往復、3往復の階段上がり下りをするのですね。それが子どもたちの身体を育てていくことにも、それから階段の上り下りの中で育つものの大きさも、あまり詳しいことは申し上げられませんが、危ないことだとか待ってあげることだとか、「危ないよ」と小さい子なりに声をかけてあげることだとか、「そこで待とき」と言うことだとか、色々なことを学びながら、決して2階だから園庭にすぐに出られないというような、そういう暮らしはしていないです。多分それはその保育の考え方であるだろうし、それからそこで子どもと一緒に暮らしている保育者の質の問題でもあるだろうと。そしてどういう保育をしていこうかという、保育をどう作っていくかという、その保育園の考え方そのものでもあるだろうと。だから一概に2階にいるからダメという風なことには決してならないと。ただそういう風になる場合もあるかもしれないと思います。

○澤井企画・民営保育園担当課長

藤本委員、河嶋委員から貴重な御意見を承ったところでございます。ただ現実には現行の保育園で、3階等で保育されている例もございます。今回私どもの方で基準の案として提案させていただいているのは、あくまで最低基準の案を提案させていただいているところで、原則1階というような考え方については基本的には低層階の方が望ましいということとは確かにございますので、国から今後示されるであろう特別な事情についても十分確認して個別に対応していけると考えております。

○藤本委員

何度もすいません、藤本です。よく説明も分かりますし、そして矢島先生や川島先生のお話もよく分かるのですが、ちょっと確認したいのは、皆さん方は保育所という施設が、要は1つの建物で経営、運営をされているので、それぞれ日々の中で色々な工夫があって、その生活の中での経験が、自然だけではなくて、運動面だけでなく色々な学びになると思っています。ただちょっと私が危惧するのは、前にもお話しましたが、子どもの育ちという面もそうなのですが、いわゆる資本が株式会社のような、全国でチェーンをしているところがたくさんあります。京都にはまだあんまり入ってきていないようですが、そういうところがビジネスチャンスと捉えて、基本的にマンションの部屋でこの3歳未満児のこども園を京都市の方に認可申請したときに、これが通らないのですかという心配をしているのです。そういうマンションや貸ビルの部屋で、人数とか基準が合っていたら、例えばそれが

10階だろうが、15階だろうが、ここを0～2歳で使いますということが通ってしまうんじゃないかということを私は危惧しているのです。

○澤井企画・民営保育園担当課長

耐火構造や避難階段等につきまして、国から示されている基準が非常に厳しいです。マンション等で基準を満たしたうえで認定こども園を開設されるということは想定しにくいと考えております。

○升光委員

私立幼稚園協会の升光です。皆さんの色々な御意見をお聞きしていて、どちらにしても子どもの最善の利益の通して皆さんの御意見が出ていると思います。3歳未満児の保育室の設置階を制限した方が良くないか、という意見が前回ここで出ていて、そして今のお話を聞いていますと、どう設置していくか、また移行していくかという課題ではあるわけですけれども、そのことは大切な観点なんじゃないかということを皆さん議論されていると思います。部会の委員だから、意見が出たらやっぱりそれを何とかいかしていけないと。原則1階で、意見を受けての対応案で、園舎の国基準において、園舎は原則2階建以下とされ、3階建以上は特別の事情がある場合に限られると書いてありますよね。だけど2階のことは子どもの育ちの中でも非常に工夫されたり、その意味を大切にされているという提案をされていましてから、京都は3階以上は止めちゃうということをするれば簡単じゃないかと。もし特別な事情で3階建以上を認める場合は、どういうことが特別な事情なのかを明言すると。例えば3階建以上に保育室を作るならば、そこに園庭の基準に匹敵するような、ビルの中でも土があって、草が生えて、水が流れて遊べる施設を作らないとダメだと、ナンセンスですけれども。でも特別な事情というのが一体何なのかははっきりしないまま、それが許容されていく可能性があるということがやはり引っかかるのかかと。特別な事情の内容を教えてもらえればみんな納得できるかもしれません。

○丸橋委員

NPO法人おふいすパワーアップの丸橋です。私も取材した園の中にいくつか3階建てで保育している場面で衝撃を受けまして、何て怖いのだろうと思ったことがあります。本当に狭い階段で逃げられるのかなと。すごく駅に近くて、ビルのような建物のときもあったので、そういう園に対してどういう風に指導されているのかなとこのことをちょっとお伺いしたいですし、今後はどうするのかと。2階なら階段でというのはわかりますし、もしものときに下にお布団を一杯敷いて子どもと一緒に飛び降りることができるけれども、3階ではできません。3階以上のところはすごく危ないし、おまけに高い建物で上から景色を見ますとか、プールがありますとか、そういうときに地震か何かあったらどうするのだろうかと、すごく怖かった覚えがありますので、その辺りもこういう次のことがきちんと決まるときに、今までのところもどういう風に指導していただけたのかなとこのことをはっきりしていただかないと。階の高いところで保育されていて、何人連れて逃げられるのだろうと思ったのですよ。やっぱり保育士さん1人で子ども2人が精一杯でないかと。そ

の辺もこの機会にお伺いしたいです。

○澤井企画・民営保育園担当課長

現在保育園等を3階以上で運営していただいているところもあるのですが、防災訓練等については毎月1回以上避難経路等を確認しながらやっています。そういったところが認定こども園に移ることを制限することになりますので、最低基準といたしましては国の基準に合わせていきたいと。ただ特別な事情についてはこれから明らかにされる国の内容をもって検討していきたいと考えております。

○安藤部会長

先程から出ていますように、この基準というのはあくまで最低基準なので、運用上最高基準にしてもらっては困る、そこのところはきちっとしておかないとダメかと思えます。

○天野委員

日本女子体育大学の天野でございます。1番の保育士の2分の1以上というところに戻ってしまって申し訳ないですけれども、白井委員がおっしゃったように、その学校を出て、保育士資格があるからと言って、保育者としての一人前になるというのは、実践・経験そして年数がかかります。それは私自身も大学で学生を教えていて、大体学生にもなって、その以前の生活経験や大学に来る前の常識的な事柄やあるいは生活経験、そして人とのかわり、そうしたものが本当にきちんと熟してというか形成されてきていないなという学生も多くおります。その中で4年間、両免の資格を与えて出して、まだまだ不安がいっぱいですが、とにかく今後しっかりとまずは後のびする力を信じて、時々コンタクトをとりながら、その後の保育者として、人生を励ましつつ、見守りつつという状況ですけれども。実際、資格があるなしということだけでなく、資質、その人の人間性や経験が重要だというのは分かるんですけれども、やはりこれは国家資格ですし、保育士も幼稚園教諭も本当に厳正なる就学のもとに与えられる資格ですから、やはりそれは資格のあるなし、免許のあるなしは大きな違いであると思えます。しかし、まだまだ不十分な中で出会った先輩保育者や、その現場で学び、さらに保育者同士の横つながりの中で学びあったり、あるいは現任研修やら。とにかくその学び続けていく中で力をつけていくということを、周りも本人もあきらめずにそれを継続していくということがとても重要だと思うのですね。資格要件のところでは3分の2から2分の1にしたときに、保育現場で専任の保育士資格のあるものが担う仕事の割合というものが、大変重くなると思えます。あるいは、責任やら仕事量やら、そういうものが資格のある職員に非常に肩にかかるものが大きくなると思えます。その時に、その保育士が孤立してしまったり、燃え尽き症候群じゃないですけど、くたくたになってしまったりとか、そういうことがすごく危惧されます。私の時もそこに同僚がいたからとか、あるいは園は違うけれども園の外に学び合う仲間がいたからとか、あるいはいろいろな研修を受けて出会いがあったから、保育者として成長してきたなという実感が私にありますし、まあ周囲にもそういう方がたくさんいらっしゃいます。ということで2分の1以上ということになった場合には、正規の専任の保育士資格のある職員を

支える体制、学ぶ体制、いろいろな研修それから保育者同士の連携ですね。園が小規模だと余計小さくて閉じてしまう危険性がありますので、開かれた園としていろいろ横つながりの連携が図られる、そして保育者が学びあえる道筋を作っていくことが大事なと思います。以上です。

○安藤部会長

はい。ありがとうございます。他にございませんでしょうか。いろいろ保育園も保育の量の問題も質の問題も両方いかに、併せて考えていくかということにしないと話も前に進みませので、質の話も大事ですし、かといって保育の量がなければ、子どもを家の中で一人で置いておくのかという極論になってきますので、この辺りを両方勘案していただいて結論を出す。ただ、この場所は物事を決めるというよりも、それぞれ意見を述べてもらうということになると思いますので、そういう意味では今日委員さん同士がいろんなご意見を出してもらいましたのでよかったなと思います。つきましては、色々と御意見を頂戴したものをまとめながら、今日この件につきましては事務局案で進めていただくということで、意見は意見として斟酌していただいて、そして進めていただくということでよろしいでしょうか。

○白井委員

すみません。一言だけ。

○安藤部会長

はい、どうぞ。

○白井委員

京都市昼間里親連絡会の白井です。先ほど来議論していただいておりますが、私は一言だけ。質の視点の違いを、それだけを申し上げたいと思います。

○安藤部会長

他にございますでしょうか。

○藤本委員

すみません。

○安藤部会長

はいどうぞ。

○藤本委員

ここは意見を出し合う場ですけれど、決める場でもあると思うのです。これで、ここで承認を取っていくと今の例えば保育士の配置数もこれで条例案として決まっていくわけですから、もちろん色々な事情の中で事務局の方が出されているっていうのは真摯に受け止めながら、議論することが必要ですが、なんか結局これでいかしてくださいよ、これでいかなないと進まないのですよと、それはわからないでもないですが、そしたら結局、枕詞には京都方式とか子どもの最大の利益にとかおっしゃるけれど、実態はこんななっちゃっていいのかなって、将来的に、本当にあれでよかったのかなってことにならないかなと危惧

したりします。やはり、ビジネスチャンスととらえている企業は猛烈ですから、想定しないことを隙間をかいぐってきますよね。東京でうまくいったら、全国いこうってなった時に、想定していなかったことになりはしないか、それを私は危惧します。既存でやっている方々が3階でやっているかとか、そういうことに触れるつもりはありませんが、そういう隙間を狙っているような輩に、京都の3歳以下の子どもたちが振り回されて、後でとんでもないことになったと。でも、それを決めたのはこの部会なんですよ。この部会でみんなが意見を出したけれどその方向で決めたら、みんなで決めたことになるから、私はその説明はやはり強引だと思っています。それから、今承認を取られる1-1, 2, 3だけでなく1全般について承認を取られるというのでよろしいですか。一応、そのほかのところのことをご質問したいですけれどもよろしいですか。

○安藤部会長

はい、どうぞ。

○藤本委員

はい、すみません。今の話にやはり基本的には関係してくるんですが、園庭の問題ですけど、1-3で、2ページ、3ページに幼保連携型認定こども園になるためにはということで、3ページの第6条には園庭の面積が掲げられています。そこには、幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方をというところで、幼稚園基準の方は2学級の場合は右側のように大体100坪+30平米×(学級数-1)という数式があって、3学級以上はまた違う数式があります。で、いずれか大きい方ということですが、これはあくまで新設なんですよね。新設の施設の場合はこういう幼稚園と同じハードルがあるということなんですけれども、結局11ページのところに、例えば既設の特例対象で保育園から幼保連携型、幼稚園から幼保連携型というところの一番下のマスですが、結局既存施設からの移行特例を見ると、満3歳以上、つまり3, 4, 5歳の子どもの保育の用に供する屋外遊技場及び運動場の面積が保育基準を満たしている場合は幼稚園運動面積基準を満たさなくても可ということになっていますよね。これも既存の設備からの移行を推進するのか、それとも子どもたちの育ちというものを優先するのか、どちらも優先しなければいけないというのが、結局答えになると思うんですよね。そうすると、結局なんでも緩和になってしまって、子どもの育ちにとってはどんなものかなって思わざるを得ないんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○安藤部会長

はい、どうぞ。

○澤井課長

移行の特例、特に資料1-3の11ページの附則第4条第2項、保育所から幼保連携型への移行についての御意見かと思えます。新設の場合は、委員ご指摘のとおり高い方の基準を取る。移行の特例につきましては、現行施設で設備とか園庭の面積であるとか、事務的に回復がなかなか困難な場合について移行の特例が設けられておることと、もう

一つは現在の運営がうまくいっているところという条件があると思っております。そのなかで移行の特例、保育園については3.3×満2歳未満の園児数という書き方がしてあると思うんですけども、今の園舎で保育の認可を受けて支障なく運営をされているところについて、この基準が認定こども園に移行される場合に特例が適用されるという考え方になると思います。また、この考え方も計算をしてみると一定の人数を超えると保育所基準の方が大きくなったりする場合がありますし、保育所も移行の特例については既存施設の有効な活用等も配慮していけば、こういった制限については国基準どおりでよいと考えております。

○安藤部会長

幼稚園の先生の御意見がでておりますので、反対に保育園の先生方の御意見あれば出していただければと思います。はい、どうぞ。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。事務局の方、本当に御苦労されているのがよくわかるんですが、先程から出ていますように京都市の場合の民間保育園というのはお寺、神社あるいは地域の方々が自分たちの土地を提供あるいは売って作った園も少なくありませんので、当時の要望にお応えして、あるいは京都市の提案もあって作られたというものもありまして、限られた範囲の中の設備として希望にお応えして今まで維持されてきたという歴史の中での保育でございます。先程の3階の問題も含み、また園庭の問題もそうですが、やはりその中で我々保育園が、何もそういう面で小学校に送るものが劣っている、あるいはそれによって子どもたちの健康、非常に運動能力が低いとか、そういうことに対しては、その中で合うそれ相応の努力はさせてもらっていますし、しっかり僕らとしてはやっているとします。やはり、大きな課題とするのはやはりその経営者である責任者であるあるいは職員がどのような意識の中で保育をしているか、あるいは設備がそういうものでなかったらいけないということではないと思います。で、私の園もそういう意味では園庭も少ないですし、設備も十分ではないというところではありますけれども、しかしながら、その中でどうやって工夫していくかということについては、しっかり他の園に負けない、子供たちの成長が遅れたり劣っていないということには自信を持っております。やはりその部分は、運営する施設の責任者としてはやっぱりそれに対する意識を持つていくことによって、充分賄えるものではないかと思えます。もちろん、藤本委員が心配されているような株式会社的な経営の視点の保育園、あるいはそういう施設が入ってくることも、我々がそれに対してしっかり抵抗し、できるだけ我々がそれを守っていくことによってそういう園が入りにくい、周りの保育園がしっかりやっている、幼稚園がしっかりやっていることによって、非常に企業的な施設・事業所が入ってきにくい、それが京都らしい保育をやっている幼児教育をやっているということが我々のすべきことで、気概がある人たちがいることによって、防げるのではないかと感じます。以上です。

○安藤部会長

はい、ありがとうございます。じゃあ、柿沼委員さん。

○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼と申します。園庭のところもそうですけれど、今回資料1の方で言われている部分は、幼保連携型認定こども園におけることですが、この設置階の問題だというのは、幼保連携型こども園の子どもだけが、高い基準の中にいていいという話ではなくて、京都市の子ども全体が同じ基準の中で本来は接していく、過ごしていくというのが基本だと思います。なので、質が高いものを目指すのであれば、公定価格上も子どもに差をつけないということで国の方ははっきりと明言して進んでおります。それであれば、子どもの生育環境にも差をつけないというのが基本かと思います。で、認定こども園自体というのは、あくまで機能の施設であって、何らかの新しい施設が動き出すのではなくて、ある意味既存の施設が新しい機能を持っていたり、またその地域に合せて機能を付加して行って、その地域の実情にあったり、また子どもたち・子育て世代の方のために生きていくという、機能のものだと思っていますので、幼保連携型認定こども園の施設だけが3階以上に乳幼児を置いちゃいけないとかいうような話ではないのかなと思います。あくまで高い基準にするのであれば、既存の施設も同じルール、これがあくまで京都の子どもということで考えれば平等かと思います。それでなんですけれども、先ほど安藤部会長の方もおっしゃいましたけれど、ある程度国の基準のなかで、今の現行の保育所さん子どもたちに、3階以上の部分を工夫しているところもあるでしょうし、また、もしかすると劣悪な環境にいる子どももいるかもしれません。そのような背景がある中で、やっていくのは国基準から京都基準に合わせるということだけではなくて、むしろ部会長がおっしゃったように運営面の部分でどれだけの監査なり、指導なりがきくかということの方が重要になってくるのではないかなと思います。それなので、先程の小規模の基準という部分でもそうですけれども、例えば2分の1にするのなら、きちんとした研修体制を整えとか、または資格取得に対しての市独自のものを出すだとか、そういったもので、京都市全体の施設の質を上げていくことの方が大事になってくると思います。園庭のことですけれども、藤本先生がおっしゃるように、今実は東京の子ども・子育て会議では園庭が少し問題になっていて、株式会社の方々の意見で、自然に子どもたちが自由に出入りできれば、10階以上の園庭でも認めたらどうだという意見があります。ただ、私自身この勉強会にしましても、園庭の部分というのは、むしろどちらかという先ほど機能と言いましたけれども、園庭にどんなものがあって、どのように子どもたちが生活するかというのが一番重要であって、既存の幼稚園でも、園庭が砂漠のようになっていて夏場遊べない園もあるでしょうし、また、保育所でも自然環境、平成22年の2月に出た幼稚園施設整備指針といわれる幼稚園の機能に望ましい文科省から出ているものに準じて、狭くても機能的で子どもたちが非常に豊かに育っている保育園さんの例もあります。そういったもので考えていくのであれば園庭の広さだけにこだわる、もちろん広さは大事であると思いま

すけれども、もっと大事なことといえば市の独自のものでやっていくのであれば、その施設整備基準に準じた指導体制をとるとか、そういったもので質を担保するというのは可能なのかなという風に思います。なので、設置階にしても園庭にしても、また小規模の資格の保有者に対しても、求めるのは大きな基準ではなくてむしろそれを指導する者の技量であったり、理解であったり子供の成育環境には何が必要なのかということを経験面の方できっちり議論していくということもひとつのやり方なのかなと思います。以上です。

○安藤部会長

はい、ありがとうございます。他に何かありますか。はい、どうぞ。

○藤本委員

はい、すみません藤本です。先ほどから井上先生、柿沼先生おっしゃったこと本当にその通りだなと思いながら、伺わせていただいております。たとえば既存の施設においても様々な歴史があったり、地域との関わりがあったり、本当に日々の保育の工夫があったり、本当にそうだと思うんです。ただ、私もただ広ければいいとか面積だけに全くこだわっているわけではないんですが、やっぱり目に見えるものというのは非常にわかりやすい。監査とかですね、そういうものにしても目に見えるものは指摘しやすく、改善しやすいけれども、本当にこれがなぜあるのかとか、これが子どもたちにどういう影響があるのかということ、なかなかこの幼児教育というもの、保育というものは、目に見えないものの中で語らなければいけないだけに、非常に難しいと思うんですね。で、やはり、私は柿沼さんがおっしゃったように監査というものは大事だと思うんですけれども、やはり考えてみたら、もちろん広ければいいではないけれどもある程度の広さというのはどうしてもいるんじゃないかと。それはなぜなのかと言ったら、私は、幼稚園の園長をしていますけれども、でも幼稚園でも保育はしているし、幼稚園でも教育はしています。それは学校教育法でも、幼児を保育しという言葉が使われているように、義務教育以降の教育と幼児教育とは違うわけです。だから、幼稚園にも保育はあると思っています。逆に言えば保育所にも教育もあり、保育もあると思っています。でも、今度からは、新制度になったら、保育園でも学校教育というものが、認定こども園の幼保連携型では幼児教育だけでなく、学校教育という概念が入ってくるわけですね。学校教育という概念が入る以上は、これは今までの保育所のやり方だけではなくて、やっぱり学級という考え方、学級というものを基準にしている幼稚園設置基準というものを、ある程度加味するのは、私は幼児教育が学校教育という土壌に上がる以上は必要んじゃないかと。それが百歩譲って幼稚園基準が100%難しければ、ある程度この何割は満たしなさいみたいな但し書きがやはりいるんじゃないか。先ほど人数が多ければ逆転するというお話もありましたけれども、逆に3・4・5歳が60人であれば、平わけして $3.3 \times 60 = 198 \text{ m}^2$ でいいわけですよ。198 m^2 というと14m四方です。14 \times 14=198。14m四方のところに60人がしっかりとした学校教育的なことをするってやっぱりちょっと狭い。で、もし100人ということになったら、だいぶ少なくなってくる。この部屋くらいあっても120人くらいの3・4・

5歳くらいの子どもが遊べるように認可がされてしまうっていうのが、もう少しそのところ、例えば60人であれば、幼稚園の面積と比べると5割くらいの面積でいいんですよね。このままでいいのかをもう少し考えていく必要があるんじゃないかと、検討の余地があるんじゃないかと思っています。もちろん、今までの京都でも保育園や幼稚園がやってきたことをさらに充実させて新たなことの防波堤になるということは、もちろん私も必要だと思うんですけど、やはり、学校教育というステージに立つということは非常に大きく考えるべきではないかと考えています。

○安藤部会長

はい、他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○丸橋委員

NPO法人オフィスパワーアップの丸橋です。私も、園庭に関しては、実は広くても狭くてもそこで何をされているのかとか、子どもたちにとって一番大事なことが、自分たちの体を使って、どれだけたくましく成長していけることなのかとっておりますので、本当に狭くても狭いなりで非常に努力されている園がたくさんあります。広くてもあまり遊ばず、何か閉じ込めているのかな、と思うような園もあるんです。その園庭の広さに関係なく、それが保育の質になると思うんですけども、どういう保育と教育をされているのかが、なかなかどうわかるか、非常に難しいことなんですよね。保育の質に関わることなので。やっぱり今のお母さんたちも実際にみんなどうやって幼稚園・保育園入ったらいいんですかという質問があまりにも多いんですよ。初めての子育てでわからない。でも、みんな子どもが大事です。やっぱり目に見えるだけじゃない、もっと奥深い、本当に子どもたちが自立してたくましく、本当に人とやりあって育てていける、園庭の活用法。外に遊びに行かない園もいっぱいありますよね。外に遊びに行くっていうのはそれだけ人手もいるわけですよね。安全を確保しながら。だから本当に外遊びに出かける園もえらいと思いますし、その園庭の中で非常に豊かに遊んでいる園もありますので、その辺も含めて、これからますますこの予算の中で求められるのが、どういう保育をされているのか。もっともっと子どもたちの成長のための保育の質をどう考えていくのかなってすごく思うんですよ。それともう一つ私がどうしてもここで言いたいことが、私は教育というのは0歳、1歳、それくらいが1番大事でそれ以降の教育というよりも、本当に大事なのが0歳児、1歳児。だから、保育園がある意味0歳児、1歳児、2歳児、それくらいの小さい子どもたちをどれだけ手厚く本当の意味で教育していくか。これは昼間里親さんなんかすごい素晴らしいと思うんですけど。本当の教育というのは赤ちゃんにどうしていくことなのかっていう。いろんなものを教えたりすることじゃなくて、どういう言葉がけをして、どういう風に人の温かみを教えてやっていくことなんかなっていうことを、私も色々と全国のこういう活動をされている人たちとしゃべることが多いんですけども、割とそういう風になっている人がいて私もそれすごく思っているんです。本当に大事な教育は、0歳児からだと思っております、それをお母さんたちが、なかなかわからないこともありますし、い

ろんな人に教えてもらわないといけないので、そのあたりも含めて、こういういろんな保育士の方がどうかというよりは、保育士の人もね、先ほど白井先生がおっしゃっていて、本当にセンスのない人と、本当に素晴らしく保育士の資格なくても頑張る方がいるので、そういう方がどれだけその研修制度を設けて、きちっとした一定の基準を設けていただくかと思っておりますので、そのあたりも含めた教育ということ、保育の質ということもみんな考えていく機会になればと思っております。

○安藤部会長

今いろんな話があったんですけど、代表して言うとうと教育と保育の区分がなされていないんです。国においても。それがそのまま言葉が降りてきている。その話は結論が出ていないということで、この場所です出さず、出さんということじゃなくて、言葉の使い方がそれぞれの思いの中であると思っておりますけれど、それを整理しだすと、混乱を招くと思っておりますので、それは置いとくまして。予定をした時間を相当超えておりますが、事務局から何かございますか。

○荒木課長

先ほど安藤部会長・柿沼委員からもございましたが、ここに示させていただいている保育室の階数制限と園庭面積の基準案は、国の子ども・子育て会議での議論を踏まえ策定された府省令であり、最低基準であります。この基準を京都市がどのように運用し、やっていくのかというのは、また別の話であり、実際私も京都市では、低層階での設置を指導しておりますし、ビルの8階、9階で構いませんよという指導は一切しておりません。そういうこともございますので、基準は基準として最低基準を設ける。幼保連携型認定こども園に移行して、子どものために取り組んでいこうと考えている保育園が、本市が独自に国基準を上回る厳しい基準を設けることにより、移行できなくなってしまう。これもいかなものかと思っております、事務局としては国基準どおりでいければと考えております。また、この基準に関しましては部会でも数回にわたる意見聴取をさせていただきました。最終的には京都市の責任で市会に提案をいたしまして議決を得て条例化をしていくこととなってまいります。今後は、市民意見の募集、パブリックコメントを行う中で最終的な基準案を考えていきますので、ご理解をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○安藤部会長

じゃあ、先ほどお話ししてもらいましたように、時間の都合上、審議につきましては、終了したいと思います、それぞれの委員さんにおかれましても考えがあると思いますが、事務局からありましたように、事務局案を以て部会の最終案としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。それでは事務局案を以て本部会の基準案としたいと思っております。それでは、次の議題に入らしてもらいたいと思っております。幼児教育・保育の提供体制の確保について事務局側から説明をお願いいたします。

2 幼児教育・保育の提供体制の確保について

事務局（上田保育課長，長谷川施設整備担当課長）から，**市民ニーズ調査等結果集計結果（抜粋）**，**資料2**を用いて，幼児教育・保育の提供体制の確保について説明。

○安藤部会長

はい，ありがとうございました。今説明がありましたが，これにつきまして御質問等がございましたらお願いいたします。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。この資料2-1の2に施設数が書いてあるのですが，これは現在の施設数でしょうか。その中で特に認定こども園さん1箇所ということで，この定員が再掲ということでもかなり大きな数が出ているのですが，これはどう見たら良いのでしょうか。

○長谷川施設整備担当課長

これにつきましては，※2にございますけれども，幼稚園部分と保育園部分を合算しており，それぞれ幼稚園と保育園の方にも計上している数字でございます。また利用児童数の方が定員に比べて少なくなっているのは幼稚園部分の定員が大きな数字になっておりまして，その部分が実数と離れているとそういうことでございます。

○熊谷委員

市民公募委員の熊谷と申します。今日のニーズ調査の集計結果を見ると，子育てしながら仕事をしようかなと思ったら保育園に預けなくてはいけないというような思い，保育園に行くんだという思いがすごくあるんだなと思いました。やはり幼稚園は3歳からなので，それまでに働こうと思ったらそうなのかなというようにも思っていたのですが，私も子育てをしながら仕事をしてきたのですけれども，自分が幼稚園教諭ということもあって長時間見ていただくとか，小さいときからという保護者の先程のニーズと重なるところもありまして，色々自分で試行錯誤しながらベビーシッターさんにちょっと見てもらったり，保育園の一時預かり事業を利用させていただいたり，本当に一時預かり事業を週2回行かせていただいたのはありがたかったなと思って，何とか小さいときの親と子どもの関係とか子どもの預け先について色々悩みながら子育てをしてきました。パートで週2回，3回のお仕事が多いとか，3回，4回の方もいらっしゃるのですけれども，1日の就労時間も短いということなら，やはり幼稚園の預かり保育でも十分対応できるのではないかなとすごく感じます。やはり新たな制度になって問われていくのは，それぞれの場所の存在意義であったり，幼稚園は特に空き教室があるという状況でもありますので，考えていかなくちゃいけないと思います。幼稚園は，それは保育園も一緒かもしれませんが，保護者の方の参加もあって，時代のニーズに合わせてそれぞれの幼稚園で考えてきていると思うのですが，やはり子どもを育てる場であると同時に保護者同士もお互いに知り合いになっていく中で子どもを一緒に育てていこうとする場であると思います。それは参加回数に限らずそうだと思います。地域とか家庭の教育力が低下しているという風に言われている今，保

護者の社会参画をどうしていったらいいのか、子どもの教育をどうしていったらいいのか、お仕事しながらでもどうしていったらいいのかということを考えていかななくてはいけないので、子どもの成長を通して保護者自身も生き方を豊かにしていける場になって欲しいなと思っています。子どもが小さいときに保護者が参画することとか、参画しなくても子どもの活動に参加するというような雰囲気が流れれば、これからの子育てにとっても影響を与えていくんじゃないかなと思います。働くお母さんをどのように支援していったら良いか、幼稚園も考えなくてはいけないと思うし、保育園も子育て支援事業、幼稚園もしていると思いますけれども、家で子育てをしている保護者に対しても子育て支援活動の充実というのは更に深めていって、保護者も子どもも力をつけていってほしいなと思います。

○天野委員

事務局に質問ですけれども、2ページで、幼稚園、保育園、こども園がございまして、保育園が定員よりも利用児童が上回っているわけですが、この2,833人のうち0,1,2歳と3,4,5歳の数を教えていただけますか。要するにこのうち0,1,2歳の方がきっと多いのだらうなと思いつつも、どれくらいありますでしょうか。

○長谷川施設整備担当課長

今の統計でこの数字の内訳を出しているものがございませんので、分析をさせていただいてまた後日お示しさせていただきたいと思っております。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。色々とお説明ありがとうございました。興味深いなと思ったところも多かったのですが、ニーズ調査の集計結果の抜粋で、例えば11ページに保育園に通っている保護者の方に向けたアンケートがありますが、2番目のところ、現在1日あたりの利用時間というのは8時間～9時間が36%、10時間以上が24%ということで大変長時間利用が多いということが分かると思うのですが、その下に希望がありますが、希望を見ると10時間以上というのが半分以下の10.5%になっていて、突出して多い答えが不明・無回答、つまりもう言ってもだめだろうとこんなことは、ということの表れのような気がするのです。やっぱり今回どうしてもここに議論が入って行かないのですが、ここをぜひ考えて行かないと、本当に子どもの最善の利益、お母さんともっと一緒にいたいんだ、我が子と一緒にいたいんだ、でも様々な経済的な理由があったり、労働時間があつたりで、この辺りがこのグラフを見るとすごく良く出ているのではないかなと思います。先程熊谷委員のおっしゃったことも本当にそのとおりだなと思いつつも聞いていたのですが、ここで色々提案をしていく中で、資料の2-1の最後のページに色々論点の整理をしていただいていますけれども、その前の段階の、矢印の元になっている箱の下から2番目の○は私が言わせていただいたと思うのですが、全部の施設が全ての保護者のニーズに応えられるような、いわゆるフルスペック、ワンストップと言われていたようなやり方を取る必要は絶対無いと思うのです。それをする事で本当に現場は疲労するし、みんながパンパンになってしまう。今でもそうだと思うのですけれども。そ

ういう中で、例えば私たち私立幼稚園も受皿的な整備をしていきたいとすごく思っています。それは今目的に必要なことだと思っているのです。ただ、じゃあ私立幼稚園が小規模型の保育事業とかに手を挙げたときに、小規模型だけど保育所並みにやらならないとダメだよと、365日基本的にはほぼ毎日お盆以外は開所しないとダメですよと、やっぱり施設はこれだけの時間を開けてくださいよということになってしまったら、これはフルスペックなのですよ。でも実際は、先程の利用実態を見てみると、アとイで半分以上いらっしやるじゃないですか。アの8.5時間のところだけでも、44.6%いるという、この現実を大事にさせていただきたいのです。そのときにこれぐらいの人たちが受けられる方法で私たちが裾野を広げていくことに対して、行政の方でお認めいただかないと、やっぱりそれは保育所並みのフルスペックがいるのですよということになってしまえば、言っていることができなくなってしまいます。その辺が大事なところで、私たちはやはり長時間保育をしていくという福祉分野のところは何といても色々な経験がある保育所さんにお任せすべきだと思っています。そのところで、でも実は幼稚園の預かり方で十分なんだよという方がこれ40%以上いらっしやるじゃないですか、現実。そのところに門戸を開くようなのが、私は京都方式の一番大事なところになってくるのかなと思うので、そのところはぜひここで行政の方には御理解いただきたいと思っています。

○藤木委員

京都障害児者親の会協議会の藤木です。このニーズ調査の22ページの障害のある子どもの受入体制が充実しているかどうかというところで、どちらとも言えないというのが44.5%、重視するというのが8.1%と書いてあるのですけれども、やっぱりこういうニーズ調査で出てきているということは、ここは何らかの範囲があってはどうかと思うのですけれども、どういう受け止め方をしたら良いのか、障害児の親としては、皆さんに受け入れられているものかというところで、ちょっと疑問を投げかけたいと思います。

○荒木担当課長

この障害のある子どもの受入体制が充実しているかどうかということについて、前回の5年前の調査でも同じような回答傾向がございました。健常者のお子さんの親から見るとこういう答えになるのかなと。ただ、私どもとしては、だからといって障害のある子どもの受入体制を考えなくていいとは全く考えておりませんし、また今回示されました国の公定価格の中でも、障害者の方の受け入れのための加算というものも別途設けられており、京都市ではこれまでから障害児保育の充実に取り組んできたつもりでございますので、引き続き考えていきたいと思っています。

○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼と申します。この資料を見させていただいて、検討に当たった論点もこういうものを活用したらいいじゃないかなと思っています。認定こども園が京都でやっと1園できたのですけれども、多分この認定こども園が本当に効果的で機能的なのかというのは、僕らの経験から言うと3年から5年かかってくるのかなと思っています。

す。それなので、もしかするとその姿を見ながらということもあるでしょうし、または1園、2園という苦勞している姿を見て、認定こども園というのは難しいねという話が市民の方の中でも出てくる可能性もあるのかなと思います。ただ、認定こども園は先ほどもちょっとお話したように、機能の部分が一番重要になってくる。認定こども園になれば質が上がるとか、幼稚園よりもどうか保育所よりもどうかということではなくて、認定こども園は機能の産物みたいなものなので、むしろこの法律の根底にある地域性だとか創意工夫だとか、またはその事業主の判断みたいなものが、本来今の法律の根底にあるんですけれど、そこの部分で各事業主の幼稚園、保育所または小規模の方々が、認可外の方も含めて、この制度をどう活用して自分の地域の保護者の方のニーズに応えていくか。または、その地域でどのような街づくりをしていくのか。そういったものを認定こども園という機能を使ってうまく活かしてもらおうということが認定こども園の一番の理想なのかなと私たちは考えています。それなので幼稚園さんの預かり保育を利用する園ももちろんあっていいでしょうし、または認定こども園に移られる園もあっていいでしょうし、保育所さんも。というのは、アンケートを見てもニーズが多様になっているんですよ。保護者の方や子育て世代の方々の多様なニーズにあわせていくのは事業主の方、また制度の方であって、その制度の方、施設の方に子育て世代が合わせていくような時代から逆転をしていく。それなので、施設の側、または法律の側が子育て世代の多様性に対して合わせていけるような法律になったし、または認定こども園になれば、公費として施設型給付がきちんと入りまして、その子に対してもきちんとした保育の質が担保できるようになっていきますから、ある意味市の負担というのも少なくなる。全部が全部の幼稚園さんなり、保育所さんが認定こども園になってフルスペックになる必要はないと思います。むしろエリアによっては、アンケートでもあったように自宅から一番近い園を望まれるのであれば、そのエリアにきちんとしたたくさんの幼稚園、保育所施設があればそこから選択していけばいいでしょうし、または京都市においても一つのエリアの中で保育所しかなかったり、または、自分が教育的なものを望んでいたときに遠方まで行かなくちゃいけない、その時に例えば下の子がいるだとか、または働かなくちゃいけないという環境になったときには、そのエリアによっては認定こども園というフルスペックの機能が必要なのかもしれないなという風に思います。何度もこの会議の中でも言ったんですけれども、認定こども園というのは、例えば子どもが保育所に在籍をしていて、下の子が生まれたとしても、その園が認定こども園であれば籍の移動だけで、保育所籍から幼稚園の籍に移るだけで子どもの友達関係なり、その子育ての環境は変わらないで済みますし、また、幼稚園に行っている方でも、例えば仕事を何らかの理由で辞めてしまったり、また難しい問題であったり、介護が起きたりしたときに、保育所に移らなくても11時間開所というもので守られますし、そうした子どもの権利、生育環境というものがきちんと守られるということが一番のメリットだと思います。なおかつ子育て支援というものがあります。そういったものを利用していくのであれば、例えば子どもの少ないところであれば、先程言ったように認定こども園

に移られるものをきちんと市の方で担保していただいて、都市部であればどこも保育需要をきちんと満たしていればいいと。ただ1つ気になるのが、この保育認定2号の短時間利用と言われる部分の保育料が国基準では98.3%で、長時間利用とほぼ変わらない。1.7%ぐらいしか変わらない保育料で来ている。この短時間の保育料がどれくらいに設定されるかによって、6時間ぐらい保育を利用したい人が幼稚園の預かり保育を利用した場合と比べてどちらの保育料が自分にとって負担が少ないのかということによっては、2号認定の短時間というのは非常に少なくなったり、または爆発的に多くなったりすることはあり得るのかなど。それによって保育の確保をすることで事業計画というのは多分変わってくるので、ある程度1年、2年見たところで、また市の保育料を出したところでの様子を見ながら、この保育の利用量、またはその供給量というのは変わってくる。5年というのではなくてある程度2~3年のうちに見直しをしないといけないのかなと思います。

○丸橋委員

NPO法人おふいすパワーアップの丸橋です。今柿沼先生のお話を聞いていても思ったのですけれど、一番大事なことはお母さんが子育てしながら本当に不安なく過ごしていただくことだというのがいつもありまして、やっぱり少子化社会に、ひょっとしたら入れないかも、どうしよう、2人目3人目なんてとんでもないわと、そっちの方に行きがちな感じがすごくするんですね。病児保育のこともそうです。やっぱり病気のときにどうようと、この結果を見ると緊急のときに誰かに預けられる人が6割くらいいらっしゃるんですよ。でも後の4割はいらっしゃらないということですし、それも緊急のことなので、よっぽど頼み込んでですね。だからいろんな点で安心して子育てしてもらえる環境作りが今度の新制度が求める一番大事なものなんです。もっと生みたいなって、どんどん子どもできて楽しいわってなるためにはどのようにこの保育環境を整えていくのかなって思うんです。私も先だっでの会議では八幡市の勇都こども園さん取材したことを言いましたけれど、京都市で初めての認定こども園さんも取材しました。子どもたちが元気で、すごくいい感じで安心したんですよ。認定こども園ってどんなかなって思っていたんですけど、やっぱり幼稚園には幼稚園の良さ、保育園には保育園の良さがあり、両方いろいろなニーズにどんどん合っていけるようなこと、なおかつ今色々な方のために小規模事業所があり、昼間里親さんがありと、京都はすごく恵まれた環境で来ていますので、いろんな意味でお母さんが本当に安心できるようにしていただきたいです。私が今一番望んでいるのが、病児・病後児保育がやっぱりすごく少なく、1つの病院だけが9名の定員で、後は3名。3名なんてっていうのはありますし、病後児保育も近くにない。もう1つは、時々いてくださるんですけど、看護師さんがもしいらっしゃったら、体調不良型、ちょっとした病気のときに呼び出されて大変な中駆けつけるということじゃなくて、やっぱりそういう体調不良型に行けるような施設を増やしてほしいというのが切実な思いです。ですから、いろんな意味でお母さんたちが、子育てって良いな、いろんな人に助けられて、また次も産みたいなって思えるような、この新制度の一番の狙いはそこだと思いますので、皆さん

の御意見で良いものはどんどん京都市が実行に移していただきたいです。よろしくお願いいたします。

○安藤部会長

はい、ありがとうございます。いろんな意見を出していただいたので、前向きに検討してもらえればと思いますが、他にございませんでしょうか。ございませんようでしたらこの議題についての審議はここまでとしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、ここまでにいたしまして次の議題3の方に入らせていただきたいと思います。

「京都市未来子どもプラン」の次期プランについて事務局から説明をお願いします。

3 「京都市未来子どもプラン」の次期プランについて

事務局（上田保育課長）から、資料3-1～資料3-4を用いて、京都市未来子どもプランの次期プランの策定について報告。

○安藤部会長

はい、ありがとうございました。ではここまでの説明で未来子どもプランの次期プランをどのような枠組みで策定していくかについて説明がありましたが、ここまでのところ、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

○天野委員

基本的なところで、何か疑義があるというわけでは全然ないんですけど、プランですとか子ども計画ですとか色々なものが策定されていたり、あるいはこうした蓄積の下で作ったものを更に良いものにと、とても良いことではあるんですけど、そしてこの子ども・子育て会議全体の中でも重要なことではあるんですけど、何かこういうものを読んだり、確認したりするとき、私は、子どもはどう思っているのだろうということの視点ですね、当の子どもはどう考えているのだろう、どう感じているのだろう、どう思っているのだろうということを常に考えざるを得ないんですけど、例えばこういった子どもプランなども、子どもが、と子どもを主語にして書くとどうなるんだろうと思ったりするわけですよ。もちろんこれは、そんなことにはならないと思うんですけど、現場の方たちが中心となって、子どもを主語とした書き方、「私たちは」を「子どもは」と、もし書くとしたらどういうものになるんだろうということを何か模索してもいいのかなと、そういった視点をもって子どもが自ら育むシチズンシップとか、自らどういう風に生きたいのか、どういう環境で育っていききたいのかという視点を忘れないでいたいなと感じました。

○升光委員

1つはですね、この場所で審議をするというのは、どういうことかということを1回確認していただきたいなということです。たたき台があって、それに対して立ち合いをさせていただいて、そこで御提案のあるものを学んだり、御質問させていただいたり、確認をしていくことで、新しいそれに対する工夫とかそういうことは、どういう風にこの場所でのことが反映されていくのかなということを確認していただきたいです。それから、この

次期プランの中に京都市子ども子育て事業計画が、この3つの中に入っているということになりますが、ここで国に提出しなければならないということがあるのは重々分かっていますので、量の見込みにしても提供体制にしてもそれから今みんな考えていたところである最低基準だと。京都市は、それは押さえながらもより良き子どもの最善の利益に向かって指導していくんだと、また努力義務を課していくんだということはよく分かりますし、示していかなければならないことも分かるんですけども、この未来こどもプラン、そのところに京都はぐくみ憲章が土台になって、この子どもの豊かな育みをしていくために大人はどうあるとすることですから、先程の子どもを主体にしてということですね、大人はどういう風に受け止めていくのかということだと思ってしまうんですけど、ここで様々な工夫とかですね、それから提案とか、またはもっと京都はこうあるべきじゃないかとか、この次期プランの中に、全体の中に盛り込んでいくにはどういう風にしていったら、手続きっていうんでしょうか、そこを教えてください。たくさんの良い御提案があるけれども、タイムリミットがあってやっていかなければならない中で、大切な意見が反映されずに、しょぼしょぼってというのは張り合いがない。一生懸命みんな考えているので、子どもの視点の話が非常に多かったと思うんです。そのところを次期プランへ盛り込み、愛とロマンを注いでいかなければならないと思います。あと、先程から最低限のラインということで話がありましたけれど、そのことの背景に必ずや歯止めとか、盛り込んでほしいという願いがたくさんあったと思うんです。そのところをぜひ事務局提案で今日の話も踏まえて出てくると思うんですけど、それを忘れないで注いでほしいです。

○安藤部会長

ありがとうございました。事務局、何かありますか。

○上田保育課長

貴重な御意見をいただきました。まず、升光委員御質問の、この場で審議をするという意味でございますけれど、当部会で担当するのは、安心して子育てできる幼児教育・保育の充実というものでございまして、また事業計画の方も中心的に議論していく形になりますけれども、それを議論していくに当たって、今委員がおっしゃったような色んな理念的なことでありますとか、この部会に限らない広い御意見も出てくると思います。そういったものにつきましては、それぞれ担当する部会がありましたらその部会の方に、幼児教育・保育部会でこういった意見が出ましたよという風にお伝えをしてそちらの方で議論をしていただきたいという風に思っておりますし、特に子どもを育てていく社会ということの理念的な部分につきましては子どもを共に育む社会環境づくり部会の方で広く担当をさせてもらっていますので、そういったところでの御議論にこの部会で出た御意見をお伝えして組み込んでいただくと方向で考えていきたいなという風に思っております。先程委員からお話がありましたように、どうしてもこの部会につきましては、事業計画の中身を詰めていくというところに中心的な時間を割かざるを得ないというところではございますので、後程御説明させていただきます文章的なものを細かく議論していただく時間は正直ち

よっと難しいのかなと思いますので、事業計画、先程の提供体制でありますとか、次回以降地域子ども子育て事業計画についてもさせていただくのですけれど、そういった議論の中で色々な意見が出てくるとと思いますので、そういったことを蓄積させまして文章の方には反映をなるべくしていきたいと思っております。

○安藤部会長

はい、他にございませんでしょうか。

それでは、次に移らせてもらいます。資料3の残りがございますのでそれでは資料3-5の説明を事務局からお願いしたいと思っております。

事務局（上田保育課長）から、**資料3-5**を用いて、「幼児教育・保育部会」における重点課題（案）について説明。

○安藤部会長

はい、ありがとうございます。今説明をいただいたわけですが、この資料3-5をたたき台にして検討いただければと思いますので、御意見がございましたらお願いしたいと思います。それでは白井委員さんから資料をいただいておりますので何か補足説明等がございましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○白井委員

京都市昼間里親連絡会の白井でございます。今回提言書をお配りいただきましてありがとうございます。お時間少しだけよろしいでしょうか。

○安藤部会長

一応、皆さんお読みになっているという前提で。

○白井委員

お読みになっていただいておりますので、最初のところの6行目から読ませていただきます。近年の急速な「少子化」時代を迎えまして、これからは、本当に必要とされる「子育て支援」のあり方が問われています。それは単に「親の負担軽減」や「待機児童の解消」といった目先の内容にとどまってはなりません。また出産後も児童福祉・母子保健・医療・教育などの各分野にわたる支援が必要です。これらの各分野が、互いに連携し、一体となった横断的な取組こそが求められています。子育ては、真に未来の親と子の幸せを願う「人づくり」教育でなくてはならないのです。子どもが誕生し、生涯にわたる大切な人格形成期を経て、心身ともに健やかに成長していくためには、保護者自身の「育児力形成」に役立つ「親前教育」から始めなければなりません。そして、保育士の質的向上のところなんです。これは繰り返しいろんな部会でも申しあげさせていただきましたように、保育士としての「資質」「働く意識」「人間力」を育て、未来の親と子の幸せを願う保育の理念を持った実践力のあるプロフェッショナルを育成するための環境をぜひ整備していただきたいと思っております。大学教育・専門学校教育において、長期間における計画的な職業訓練プログラムを導入すべきです。そして、保育士を志す若者には、これまで行われてきた

短期間のインターンシップでは不十分だと思っております。これからはアルバイトとインターンシップの要素を併せ持った実践的な職業訓練・職業教育を保障すべきだと感じております。そして、もう1つこれは母子保健・思春期保健部会の方でも申し上げておりますが、こうした観点からこれは京都市が実施しております新生児などの訪問支援事業の、こんにちは赤ちゃん事業の枠組みによりますところの児童福祉法第21条13に基づきまして、幅広く人材を発掘し訪問者としていただくことを提言申し上げたいと思っております。

そして最後に、喫緊の課題である少子化対策上「親と子の真実の愛」に焦点をあてまして、お子さんの代弁者として、子ども達の最善の利益のために提言申し上げました。

○安藤部会長

はい、どうもありがとうございます。今補足説明をしていただき、大変わかりやすくまとめていただきましてありがとうございます。

それでは、先程の資料3-5の方に戻らしていただきたいと思いますが、少しだけ議論させていただきたいと思います。時間も限られて迫っておりますが、次回へ繋ぐ意味も含めましてここで意見を出していただければと思います。

○柿本委員

先程、升光先生がおっしゃった京都市未来子どもプランの御意見に私も賛成です。というのはこの未来プランというのが、ある意味この制度を今後進めていくところのコアになっていくので、これと幼児教育施設とか子育て支援施設とか企業さんとかが繋がっていかないとほぼ意味がなくなると思いますね。この中に、この京都市の文化であったりだとか文化伝承であったり、またその地域性であったりとかそういうものが全部含まれてどんな市民教育をしていくかということが一番大事になってくるのかなと思います。その実現にはやはり幼児教育施設なり、企業にとっても、ここに入ってくる部分には評価が必ず必要になってきますし、それはその監査というものになってくるのか、また別の評価というのが出てくるのか。やはり、実現していったらどんな子どもを育てていく、そしてどんな大人になっていったら、そしてこの市を、またこの国を支えていく子どもたちを育てていくということに全部繋がっていますので、ここは非常に大事になってくると思いますので、ここは重点的にやって中身の方の議論もしっかりしていった方が良いのかと思います。で、そのヨーロッパでもイギリスの市民教育というのはしっかりとやられているのが根付いてあいう形での幼児教育というものになっていると思いますので、ここは非常に重要なのかなと思います。

○天野委員

今の御意見の中にもございましたように、保育の質や子育ての充実といったことをどうやって評価するか。監査といった言葉もありましたけれど、評価という意味においては、評価する人の質、また評価する人とされる人との相互的なやり取りの中で、実際の質に関しての評議とか、一体これはどういった理由でどういうことでなぜこれは質に関わるのかそういったことも含めながら、一方的に評価される側、監査される側とする側の線引きが

あったり、あるいは評価する人や監査する人が不断に学びつつ、色んな方とのやり取りの中で評価する質を上げていくということも非常に重要になってくると思います。そういった意味では、今後、最初の議論の中で、機能というものをどういう風に実際の中でより高めていくか、大枠が決まった後、いかに運用の中でどうやって引き上げていくかとも関わるとは思いますけれども、そうした評価、監査、そして自己評価も含めて色々な人たちが繋がりながら、全体に高めていくようなそういった評価をお願いしたいとすごく思うわけです。ここに直接書くかどうかは分からないにしても、そういった観点は常に押さえないといけないところかなと思っています。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。2つだけ質問方々意見ということで。白井先生の書いていただいたのは全くその通りだなと思います。1つ目は、資料3-5のトップの重点課題のところに、安心して子育てができる幼児教育・保育の充実ということで、これはこの部会ということなんでしょうけれども、このプランの方もいわゆる少子化というところにあまり光が当たっていないと思うんです。これだけこの国が、京都が存続するかどうか、30年後40年後に、この前に日本創生会議のレポートもありましたが、本当に待機児童の問題以上に非常に大事なことだと思うんです。その内容がこのプランのどこかにもっと反映されるべきではないかなと思うのですが、これがどこかで、この部会でなくても丁寧に扱われるのかどうか。例えばこの部会でも子育てできる前に、安心して子どもを産み子育てできるという、やはりそういう観点がいるのではないかと思います。

それから2つ目は、例えば資料3-5の3ページをめくると参考のところには現行プランの施策がずっと載っていますが、この間、教育環境づくり部会に出ましたが、どうも今やっている事業の見直し、チェック、焼き直したいな方向になってしまうような危惧を持ちました。つまり、この部会では今やっていることの進捗状況の評価することも大事だと思うのですが、この枠組みだけにとらわれずに、先程のフルスペックの話にも関係しますが、単に焼き直しをしたり、数を調整するだけではなくて柔軟にニーズに応じていけるような、そういうものをぜひ議論していただきたいと思っています。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。先程藤本先生もおっしゃっていましたように、確かにこのまま数値を見直して、待機児童は定員を5,000名増やしたら解決するという問題ではないと思いますし、その辺は我々もしっかり見ていきたいと思っています。ただし、現実的にはやはり今すぐ保育を必要とするお子さんが来ているのも事実ですし、本日も私の保育園の方に0歳児を入れてくださいということで施設見学に来られました。うちの園も定員外を取っておりますが、これを更に超えて取れとなりますとやはり保育内容とか保育の質を考えますと、ちょっと無理ですという答えも出さなくてはならない現実もあります。しかし、この中でやはりぜひ力を入れていただきたいのはこの定員の弾力化という運用も今回また挙げておられますが、確かに民間保育園は定員を超えてたくさんのお子さん

を見てやっておりますが、中には150%、160%オーバーでの子どもたちを見ているという現実もあり、その中で何らかの方策というのも必要ではないかと。もちろんその辺で幼稚園さんにも御協力いただいて、ちょっとでもそういう面で共存できるものがあるならば、御協力いただきたいというのと、さっきから出ていますように、やはり全国版の子育て会議でも、我々でもそうですけれど、数、数、数と何とかこの数をクリアするというようなものばかりが先行していることに対する不安はございます。白井先生が書いていただいたものを読ませていただいて、ドキッとするような面が多々ありますので、片方ではやっぱりそういう現実の方も応えてあげなければ、もっと大変な事態になってくるのも事実ですので、その辺を踏まえて、安藤部会長の方もおっしゃっていましたが、バランスを取りながらの議論をどうぞ進めていただきたいと思います。これだけのことを充実するならどれだけの予算とどれだけの人がいるのかと感じつつも、確かにできることならばこの目標とするところを達成していただきたいし、障害のあるお子さん、配慮が必要なお子さんを見るために必要な人を確保するための予算をまたつけていただきたいと感じます。それとやはり、今保育園におりましたら、多分保育園の園長先生方、幼稚園でも一緒だと思いますが、今は子どもだけの支援でなく親の支援もしなければなりません。親のお話をしっかり聞いて、親の相談に乗ってあげなければこれからの保育がやっていけないのは事実です。そうなりますと小さい頃からしっかり、さっき白井先生がおっしゃっていたような、子育てというのはこんなものだというのをしっかりと伝えていかなければ、20歳ぐらいからこんなこと言い出してもすぐにそういうことができるかと言ったらできるものではないかと感じますし、どうかそういうものを含んだ未来子どもプランを作っていただくようお願いいたします。どうかよろしく願いいたします。

○上田保育課長

資料の御説明が十分でなかった点があるかと思いますので簡潔に付け加えさせていただきます。3ページでありますとか6ページ、7ページに書かせていただいておりますのは、現行プランに掲載している施策の進行状況でございまして、参考として付けているのですが、特に今回当部会で担当する内容につきましては制度が大きく変わるということもございまして、ここの項目をそのまま引き継ぐということではないということで、例えば新たに加えたり、落としたりということも出てくるのではないかなと思っております。

○安藤部会長

はい、ありがとうございます。時間の都合上、一旦ここまでにしたいと思いますが、お手元に質問票を準備させてもらっていますので、御意見があればこれに書いていただくということで、今日のところは締めさせていただきますと思います。委員の皆さんには、多くの御意見を頂戴しましてありがとうございました。それでは進行を事務局の方へお返ししたいと思います。

○坂本公営保育所担当課長

安藤部会長、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましても、本日はお

忙しい中，長時間にわたって御審議いただき，厚く御礼申し上げます。以上で，第6回幼児教育・保育部会を終了させていただきます。